

# 令和元年7月定例総会

令和元年7月4日開催

## 議 事 録

土佐清水市農業委員会

# 平成31年度第4回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年7月4日(木) 午前10時00分から10時50分

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室

3. 出席委員 (11人)

会長	5番	中山 巖
職務代理	2番	岡崎 直正
	1番	黒原 一寿
	3番	山本 美加
推進委員	1番	池田 克彦
	3番	横山 保幸
	4番	宮上 昌三
	5番	上野 清吉
	6番	弘田 好希
	7番	田邊 昌一
	8番	池 俊伸

4. 欠席委員 (2人)

	4番	橘 なぎさ
	2番	西村 芳秀

5. 議事日程

議案第1号	農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について
議案第2号	農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
議案第3号	農地法3条の規定による許可の審議について
議案第4号	農地法第5条の申請に係る意見の審議について
議案第5号	農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外について
議案第6号	非農地証明の審議について
議案第7号	その他の件について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
農林水産課課長補佐	岡田 哲治
事務局係長	中山 真寿美
事務局員	細川 美佐
農林水産課農業係長	出口 直人
農林水産課農業係	中嶋 信博

## 会議の概要

議長  
(中山会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、7月定例総会を開催いたします。

この際、本日の遅刻・欠席について、報告をします。  
橘委員、西村委員より欠席の連絡を受けています。

それでは、議事に移ります。

議案第1号 農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について

議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について

議案第3号 農地法第3条の規定の規定による許可の審議について

議案第4号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について

議案第5号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外について

議案第6号 非農地証明の審議について

議案第7号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名人として

1番 黒原委員

2番 岡崎委員 の2名を指名いたします。

議長  
(中山会長)

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名をうけてから発言をお願い致します。今回も、農業委員と推進委員と、一緒に意見聴取を行いますのでよろしく申し上げます。

それでは 議案第1号 農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について 事務局の説明をお願いいたします。

事務局  
(中山)

はい、それでは、議案第1号 農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告をいたします。

議案書の訂正をまずお願いいたします。2ページの当事者の別「借人」となっていますが、この方が土地の所有者ですので「貸人」に訂正をお願い致します。同様に、下の表の「貸人」となっているのは利用権を設定していた耕作者ですので、「借人」に訂正をお願い致します。

それでは、報告に移ります。

貸人・借人の住所氏名及び土地の住所は記載のとおりです。2筆とも地目は田、面積は588㎡と216㎡です。

3ページに位置図を添付しております。

それぞれ、令和元年6月17日付で合意解約した旨農業委員会に報告がありました。合意解約の理由としては、地権者による農地の売り渡しの希望があり、現在の耕作者の一人と売買により農地法第3条に基づく所有権移転の調整が果たされたためです。所有権移転については、他の筆と合わせて議案第3号で審議させていただきます。

事務局からの報告は以上です。

議長

以上で、報告が終わりました。報告事項ですので、質疑等がなければ次の議題に移りたいと思います。

それでは、議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について担当者の説明を求めます。

事務局  
(中嶋)

はい、議案の4ページをお開きください。

議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について、申請番号1-010~1-013についてご説明いたします。

借受人は元々県外に住んでおり、そこで大規模農園に勤務しておりましたが、祖母が土佐清水市に住んでいることもあり、転入してきました。今年の3月までJAで勤務していましたが、勤務の傍ら就農の準備をしており、今回新たに就農することとなり、利用権の設定を行いたいとのことでした。

借受人、地区下ノ加江、氏名、住所は記載のとおりとなっております。

認定所在地は記載のとおり、地目は田、面積は6筆合計で3,455㎡、作物は小松菜、ほうれん草を行う予定です。始期につきましては、2019年7月11日、終期は2024年7月10日までとなっております。

賃料等については、使用貸借とのことですので賃料はありません。

借受人の農業経営の状況については、5ページ真ん中の記載のとおりです。

また、5ページから7ページに航空写真、現況写真を添付しております。

以上、いずれも借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件等の抵触もなく、要件を満たしていると考えますが、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

横山委員

今、事務局から説明がありましたように、数年前に、どうしても農業をやりたいということで、僕とも色々相談する中で帰って来て、それから、そこに勤める傍らちょっと、これほとんどが僕の耕作地です、ここに出ちょうのは、2反ぐらいかな、数年前からちょっと試験的にずっと耕作しておりました。そのなかで、どうしてもやりたいというなかで、今年、こういう運びになったのですが、新たに、今年こうした、すべて、僕が今まで耕作した土地です。ということは、どうしても、これは就

農するにあたっては、耕作する土地がないといかんで、僕が作りよったところをすべて、なるべく下ノ加江の市野々については、水害がちょこちょこあるところで、なるべくリスクのないところをこうして、おばあちゃんの土地を返したり、僕のところの土地を貸したり、というところで進めて、まあひとつ、非常に農業を、夢を持って膨らましておるもので、ひとつ、ご理解、ご審議の程よろしく願います。

議長 以上で、議案の説明が終わりました。本件について質疑、意見のある方は挙手のうえお願いいたします。

山本委員 借受人の〇〇さんは、年齢とか、大規模農園で働いていたそうですが、どこの県の大規模農園で働いてたんですか。

横山委員 えっと、香川の…。えっと、実はあの子農系の大学卒業して後に、外国へ農業指導に行って、それから帰ってきてから、香川の農園に入った。そのなかでリーダー的にそれをリーダーシップを取ってやるなかで、自分がやりたくなかったということで、ちょうど、おじいちゃんが亡くなった時から、ちょこちょこ帰って来て、僕と農業の話をするなかで、なんか僕気に入られたみたいで、なんかこう帰ってきたら僕のところへ来て、農業の話をするなかで、どうしたちやりたいがやけん。ということで帰って来て、そういう、自分で経営する。何とか出来るがやないろうかというなかで、うん、こういう申込があったということです。

山本委員 何歳くらいの方ですか。

事務局 はい、事務局からよろしいですか。年齢は今35歳です。  
香川県の方では、〇〇農園さんというところで、平成24年6月から平成29年2月まで勤務していたようです。

山本委員 すごい、頼もしいというか、うれしいことですね。

議長 他にありませんか。 ありませんか。

委員 ありません。

議長 ないようですので、これより採決に移ります。  
議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について  
申請番号1-010~013をおはかりします。議案のとおり承認する事に賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長

それでは、議案第3号 農地法第3条の許可の審議について 審議いたします。  
土佐清水市農業委員会会議規則 第18条において、委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと規定されており、本件において、2番 岡崎委員がその制限をうけますので、本議案の審議開始から終了までの間、退出を願います。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局  
(中山)

それでは、農地法第3条の許可の審議についてご説明いたします。議案書は8ページから11ページまでです。

申請番号が抜けていますが、1番です。追記をお願いします。

譲渡人の住所氏名は記載のとおりで、71歳、無職。譲受人の住所氏名は記載のとおりで、年齢63歳、職業は農業です。売買による所有権移転です。土地の表示は記載のとおりで、先ほど議案第1号でご報告した合意解約に係る筆と合わせて5筆、地目はすべて田で合計面積が3,232㎡となります。

譲受人の土地の利用状況として、田12,059㎡、畑3,132㎡、申請地3,232㎡を合わせると18,423㎡となります。農業従事日数は300日、農機具の保有状況は、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック2台、乾燥機2台となっております。

9ページに位置図、10ページに現地写真を添付しておりますのでご確認ください。現況は、現在の耕作者が水稻栽培を行っていますが、今作の収穫後から譲受人に土地を引き継ぐと聞いております。

議案書11ページの調査書をご覧ください。

農地法第3条所有権移転の不許可の要件について、全部効率利用については譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるため該当しない。

農業生産法人以外の法人については個人のため該当しない。

信託については、信託ではありませんので該当しない。

農作業常時従事については、譲受人は、経営農地及び本件により権利を所得する農地について、必要な農作業に従事するものと見込まれるため該当しない。

下限面積については、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、本市の下限面積30aを超えるため該当しない。

転貸禁止については、申請地は譲渡人の所有農地であり転貸には当たらないため該当しない。

地域調和については、申請地及びその周辺農地一帯は水稻栽培が行われており、所有権移転後も申請地では水稻を行う予定です。譲受人はこの地域の農業に精通しており、共同作業等にも積極的に参加しているため、本件の権利所得により近隣農地に支障は生じないものと考えられるため該当しない、としております。

以上、本申請につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

田邊委員

現場は先日、見に行きました。きれいに水稻を植えております。今後とも水稻を植えるということですので、特に補足説明はありません。

議長

以上で、議案についての説明が終わりました。本件について、意見、質疑のある方は、挙手の上お願いします。

山本委員

はい、売買になっているんですが、対価・賃料の所が空白なんですが、今から、いくらで売買するかが決まるんですか。

事務局  
(中山)

はい、売買による契約というところまでは決まっているんですが、いくらかという調整が調整中ということで、空欄にさせていただいています。3条の許可については、お金がいくらかということは、審議の対象になっておりませんので空欄にはなっていますが、事務局で後ほど集計しまして、平均的な取引の価格を出したり、とかいう事には使わせていただきます。

山本委員

はい、わかりました。

議長

他に何かありませんか。

委員

ありません。

議長

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第3号 農地法第3条の許可の審議について をおはかりします。

議案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員につき、本件は可決といたします。

それでは、岡崎委員を入室させてください。

次に 議案第4号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について  
事務局の説明を求めます。

事務局  
(中山)

はい、それでは、議案第4号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について  
ご説明いたします。

議案書は12, 13ページと、議案書とは別に後日郵送しました、議案書別紙の3枚ホッチキス留め資料をご準備ください。

まず、議案の追記と訂正をお願いいたします。

12ページの申請番号については、1番ですので追記をお願いします。

それから、申請者欄の譲渡人・譲受人については、それぞれ「貸人」「借人」と訂正をお願いします。前のホワイトボードをご参照ください。

同じく、13ページの申請者の住所等の欄の譲渡人・譲受人についても、それぞれ「貸人」「借人」と訂正をお願いします。訂正は以上です。

今回の議案についてですが、自己所有地での転用案件ということで、当初、農地法第4条の申請が出てきました。農地法第4条には、自己の所有する農地を農地以外に転用する場合に、県知事の許可を受けなければならないことが規定されています。かわって、農地法第5条については、転用に加え、土地の転用

を行う者に所有権を移したり、賃借権を設定したい場合に該当します。今回の議案は、申請者本人の土地に、申請者とその娘夫婦の二世帯住宅を建てる計画です。二世帯住宅が共同名義となることから、娘からすると親名義の農地の使用貸借が発生しますので、県に確認をとったうえ、農地法第5条に該当するとのことでしたので、5条により審議を行います。

それでは、申請内容の説明に移ります。

申請番号1番、申請人の氏名等については、記載のとおりです。貸人は73歳漁業を営んでおります。借人は、貸人本人と貸人の娘さんであり、年齢が38歳職業は看護師です。

事由は使用貸借となっております。先ほど説明したとおり、娘さんからすると、自分名義の土地ではありませんので、土地の使用貸借権の設定が発生します。

現地確認は池田委員にお願いしました。

議案書別紙の位置図も合わせてご覧ください。申請地は窪津の県道沿いの土地です。土地の表示は、議案書記載のとおり、地目は畑、面積は合わせて434㎡となっております。

共有名義の二世帯住宅の建築にあたり、貸人の所有地の中で高台にあり、適地であると考えたためこの土地を選定したとこのとです。資金は、自己資金と借入金により建築します。

なお、この土地は、県道拡幅工事に伴い、用地買収を受けた残地となっており、進入路がありませんでした。そのため、先だって申請人は県道の占有許可を受けて、法面に41.75㎡の進入路を造成しております。

別紙を1枚めくっていただいて、現地写真をご覧ください。造成前、造成後の写真がありますが、本来、このように宅地造成工事に入る前に、転用許可を受ける必要があります。申請者に確認を取ったところ、違反転用と知らずに、進入路の工事と一体的に宅地造成までやってしまったとのことでしたので、県に相談



をし、今回は始末書を提出していただいたうえで、厳重に指導を行いました。

現地写真右側が造成後の進入路の写真です。別紙を1枚めくっていただいて、土地利用計画図をご覧ください。併せて、議案書13ページの意見書(案)をお開きください。

申請に係る事項の事業計画については、住宅の工事計画が許可日から令和元年9月30日までです。その下の農地転用に関する許可基準からみた意見としまして、農地区分は甲種、第1種、第3種のいずれにも該当しない農地であり、その他の農地と判断しました。その他の農地は第2種農地ですので、転用が可能な土地です。

検討事項として、第2種農地より優先される第3種農地を含む代替地はありませんので、1農地の区分と転用目的は適当。

2資力及び信用については残高証明と融資証明により確認しておりますので適当としております。進入路の造成は土地所有者が全額負担により行っており、建築物については借人双方が負担します。

3の転用行為の妨げとなる権利を有するものはおりません。

4申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画に無理はなく、関係機関との協議も整っており確実としております。

5行政庁の許認可等は、進入路の造成に伴う県道の占有許可を受けており、建築確認については申請中とのことです。

6農地以外の土地の利用見込みについては宅地の建築ですので確実。

7計画面積の妥当性については、別紙の土地利用計画図をご覧ください。二世帯住宅であることと、進入路から車の転回スペースを考えると、申請面積は妥当と判断します。

9周辺農地の営農条件への支障については、周辺農地所有者からの同意書が提出されておりますので、支障なしと判断します。

10番一時転用ではありませんので適当としております。

その他の事項としまして、特定土地改良事業の該当はありません。申請地は都市計画区域内の土地で、用途地域の設定はありません。

土佐清水市農業振興地域整備計画における農業振興地域内、農用地区域外の農地となっております。

以上、本申請に係る転用を土佐清水市農業委員会として認める。としましたが、この案のとおり県へ意見書を提出してよろしいか、ご審議の程お願いいたします。

議長

ただ今の説明に関して、担当委員より補足説明がありましたらお願いします。

池田委員

先月、事務局と現地確認に行ってきました。現地は窪津の灯台から窪津小学校の方へ200mほど行った所です。きれいに整地され、隣接する農地の所有者にも同意を取ってるそうです。あとは、事務局の説明のとおりです。

議長

議案についての説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

何かありませんか。

委員

はい、異議はありません。      ありません。(賛同)

議長

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第4号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について をおはかりします。議案のとおり意見書を提出することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり意見書を提出いたします。

次に、議案第5号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外について 事務局の説明を求めます。

事務局  
(中山)

はい、それでは、議案第5号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外についてご説明いたします。議案書14ページをお願いいたします。

区域から除外を申し出る土地の概要については、14ページに記載のとおりで、合計8筆、2,395㎡、現況に合わせて非農地申請をしたいということで、申請地は農用地区域内位置しておりますので、そのままでは非農地証明を出すことができませんので、まず、農用地区域からの除外について、申請者より申し出がありました。

本申請の土地所有者はすでに亡くなっており、相続人である息子さんが申請を出されていますが、他の相続人からは、本申請に係る同意書をお預かりしております。

15～17ページの位置図と写真をご覧ください。

場所は布ですが、写真のとおり、原野化、山林化しており、農地復旧が困難であるとの申し出です。農用地区域からの除外については、申請地が非農地証明交付相当であるという判断をもって、承認とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

ただ今の説明に関して、担当委員より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員

息子さんと事務局と現地確認をしまいりました。現地をみて思ったんですけど、とても農作、耕作できるようなところじゃありません。隣にその中でもナバナが植わっているところがあるんですけど、17ページの上のところ、そのナバナを作っているところは、毎年誰かが作って、農地として使えるんですけど、その右のところは、もう何年、何十年も記憶にないぐらい植えた形跡もなくて、もう

全然、本当に大きな重機とかが入らない限り農地として使うこともできませんし、また、作る人も、私も良いところやったら多分作ると思うんですけど、作れるような状態のところがありませんでしたので、事務局の説明のとおりです。

議長

以上で、審議についての説明が終わりました。  
本件について意見、質疑のある方は、挙手のうえお願いします。

中山委員

事務局、いいですか。この件についての、この地区全体が農業振興地域から外れるということですか。それとも、今言った筆だけが、その分だけが農業振興地域から外れるということですか。

事務局  
(中山)

はい、お答えします。  
まず、農業振興地域から外れるものではありません。大きな意味で農業を振興していく農地であるとして、農業振興地域という地域が選定されていますが、その中でも特に優良農地、この農地は守って行きたいというもので、農用地区域という農業以外に使えない、制限の厳しい土地が設定されています。  
農業振興地域内であるけれども、農用地区域でない農地も存在しています。今回のケースは農用地ですので、制限が掛かっていて、非農地証明をすぐ出すことができません。農用地区域から除外することによって、農業振興地域内の農地だけでも、農用地区域という用途制限が付いていない土地になりますので、振興地域全体が変わるのもではなくて、その土地が農用地から外れるというだけです。

中山委員

はい、わかりました。

議長

他、何かありませんか。  
ないようですので、これより採決に移ります。  
議案第5号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外についてをおはかりします。  
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は可決といたします。

次に、議案第6号 非農地証明の審議について①  
事務局の説明を求めます。

事務局  
(中山)

はい、それでは、議案第6号 非農地証明の審議について①のご説明をいたします。  
議案書は18ページ～19ページをお願いします。

申請地は、約40年前に宅地への転用許可を受けている土地で、転用許可後倉庫を建築し、現在に至っております。転用後に地目を変更していなかったため登記地目が農地のままになっており、土佐清水市農業振興地域計画において、農用地区域に設定されていたため、現況に合わせて地目を変更するため、非農地証明を前提とした、農用地区域からの除外について3月に審議をしていただきました。承認をいただいた後、県と協議を行い、令和元年5月27日付で除外が完了しております。

この土地については、3月の審議の際、農用地からの除外後に非農地証明を出すことを前提として、すでに審議をしていただいております。非農地証明の交付についてよろしくお願いたします。説明は以上です。

議長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

宮上委員 　この件は、事務局からも説明があった、3月に現場を見に行きました。入口には小さい倉庫が建っており、農地として復旧は不可能という判断をいたしました。よろしく審議お願いします。

議長 　　以上で、議案についての説明が終わりました。  
本件について意見、質疑のある方は、挙手のうえお願いします。  
  
何かありませんか。  
  
ないようですので、これより採決に移ります。  
議案第6号 非農地証明の審議について① をおはかりします。  
議案のとおり非農地証明を交付することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は可決といたします。

次に、議案第6号 非農地証明の審議について②  
事務局の説明を求めます。

事務局  
(中山) 　　はい、それでは、議案第6号 非農地証明の審議について②のご説明をいたします。  
議案書は20ページ、21ページをお開きください。  
申請番号8番、申請人は記載のとおり、地目は2筆とも畑で、面積は2筆合計629㎡となります。申請日が令和元年6月18日、現地確認を池田委員、中山会長にお願いしました。

位置図と現地写真をご確認ください。現地写真は21ページです。  
申請地は、県道足摺岬公園線の、中浜大橋の橋梁工事に際し残土処理場と

なったとのことで、幡多土木事務所に確認したところ、工事完了は平成9年頃であるとのことです。埋め立てから20年以上経過しているものと思われ、今後農地としての復旧も困難な状態であると考えられます。非農地証明の交付について、ご審議の程お願いいたします。

議長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

池田委員 　事務局の説明のとおりで、補足説明はありません。

中山委員 　僕も一緒に行っちゃったので、説明します。現地は写真のとおり、平らではあるが、碎石、色々工事用資材を置いたものでかなり荒れておりました。畑としての耕作は、土を入れるかなんかしてでないといけないと思いますので、補足します。

議長 　　以上で、議案についての説明が終わりました。  
本件について意見、質疑のある方は、挙手のうえお願いします。

何かありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。  
議案第6号 非農地証明の審議ついて② をおはかりします。  
議案のとおり非農地証明を交付することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は可決といたします。

それでは次に、議案第7号 その他の件について

事務局  
(中山) 　　会長すみません、①番が抜けていましたので、非農地証明の報告をさせていただきます。

議長 　　はい、どうぞ。

事務局  
(中山) 　　それでは、議案第7号のその他の件①非農地証明の報告をさせていただきます。議案書22ページをお開きください。

申請番号6番、所有者及び土地の所在は記載のとおりで、地目は畑、面積が112㎡です。申請日は令和元年6月11日です。その下の土地の位置図と現況写真をご覧ください。

申請地は、第三土地区画整備事業施行区域内にあり、平成25年1月31日付で33街区11-1に仮換地指定済みとなっているため、令和元年6月11日付で

非農地証明を交付しておりますのでご報告いたします。

議長

この件は報告事項ですので審議はありません。

②次回開催日について

次回開催日については、令和元年8月7日。

土佐清水市市役所 第一会議室にて行います。

時間が書いてないですが、10時からで良いですか

事務局

はい、10時からです。

議長

③その他

山本委員

はい、2点ほどあるんですけど、6月の19日に高知農業委員会女性ネットワークというのが、高知城ホールであって行ってきました。今回は土佐清水市が司会の担当だったので、橘さんが欠席であったこともあり、私が担当させてもらいました。それと、もう一個、女性の農業委員の方っていうのは、すごく活発で、色んな意見が出て、意見交換とかして楽しくして、その後も、懇親会もあったがですけども、いかにどういう風にして農業委員の活動をキープしていくかとか、農業者年金に入っていない人がいるので、知らない人とかも結構いるので、どういう風に周知して加入してもらえるようにしたら良いかとか、いろんな意見を出し合って、出し合いました。

それと、意向調査とか、国からすごい今言われている、意向調査ながですけど、市町村では調査を進めているところがあって、四万十市では、各農業委員さんが月に3人を目処に、その、意向調査をしてもらうという。北川村は5人を目処に回ってるということです。

で、清水もいずれは、せないかんと思うがですけど、無理のないように担当を決めて、月に3人ぐらいで回るようにしたら良いがじゃないかなと思いました。

もし、居なかったら、簡単な広告とかを事務局さんに作ってもらって、それを持って行って、もし、居らんかったら、忙しかったりしても、渡しちよって、また回収に来るけん書いちょってください、とかいうて集めに行くという方法とかもありますし、そうやって進めていかないと、なかなか終わらないんじゃないかなと思いました。

それと、えーと、普及所で農業改良推進協議会というのがありまして、それは、色んなまあ、産業振興計画とか色んな話をしたがですけど、私の担当が、あの、スマート農業についてということで、ちょっと付け足して話してほしい。ということ言われていたので、話しました。それは、どういう事かと言いますと、昔の農業は、狩りに行ったりとか、採取。経験と感と石器での農業やったかですけど、それから、農耕社会になって、経験・感・道具を使った農業になって、

今が大体、工業社会で、経験・感・機械化。トラクターとか使ってやってると思うんですけど、これからは情報社会で、パソコンとか情報を取りに行く人、環境制御。清水でも、ハウスに炭酸ガスを入れたりして、すごい、取れるようにしたりとかの農業になって、さらに、今からは超スマート農業になって、全ての人へ自動的に有益な情報を得ることになっちゃうがですけど、なぜ今、私がそれを担当というか、しゃべるようになったかという、今、トラクターも自動走行トラクターというのがあって、無人でも走るがですよ。で、そのトラクターもその、うちは有るがですけど、一町切れとかは出来るがですよ、無人でも。何でかという、区画整備されちやうとこやったら可能ながです。田んぼとかすごい良いがですけど、殆どうちは、区画整備されてないので、そこはもう、自分が乗って運転せなあいかんがですけど、これからの農業は、1人で2台のトラクターを同時に運行したり出来る。とか、後、ビデオで見たがですけど、昨日。

収穫とかも、アスパラとかの収穫も、ロボットが自分で長さとかもセンサーでキャッチして、それを全部、夜も全部やってくれる。

キュウリもハウスに1台入れちよったら、夜もずっと取ってくれる。それもちゃんと、長さとか、品種とか色とかも見て、判断して取ってくれる。そういう風な時代になっちゃうみたいながですよ。で、そういうようなことをして、今からは、農業者も減っていくし、中々こう農地を守っていけないこともあって、そういうことをなるべく国も、取り入れて、高知県が6億かなんか年間に予算をもらって、そういうようなことをしてるらしいって聞いたがですけど、その対象となるのが、ドローンとか、ドローンで消毒したりとか、後、水田を見に行かんでも、水田センサーとかでリサーチしたりとか、今からは本当に、除草ロボットというのがありまして、これは、出来るだけ皆利用してほしいって言いよったがですけど、傾斜のあるところの高齢者の草刈に、すごい怪我とかがあるらしくて、その除草ロボットは、あの、例えばパソコン、携帯からも出来るがですけど、操作したら、すごい傾斜の強いところでも除草してくれる。そういう風なのがあって、今現在そういう風なのがあって、今現在使いようところが、本山町とか四万十町とか、あと、土佐市、ショウガ農家さんとか、高知市の土佐山のゆずとか、結構使いようところもありまして、土佐清水市でも、テストで取り入れてやって行けばなと思いました。以上です。

議長

その他なにかありませんか。

ないようですので、これで7月定例総会を終わります。